

令和4年2月市議会 教育厚生委員会資料

第44号議案

長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び  
長崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営  
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 改正する条例名	1
2 改正理由	1
3 改正の内容	1
4 施行期日	1
5 新旧対照表	1～2

こども部

令和4年2月



## 1 改正する条例名

- (1) 長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 長崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

## 2 改正理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係条文の整理をする必要があるため。

## 3 改正の内容

民法の一部改正により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、厚生労働省令で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に規定されている「児童等（児童以外の満20歳に満たない者を含む）」が「児童（満18歳に満たない者）」と改正されたため、長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の従うべき基準である同省令に従い改正するもの。

これに伴い、同条例の一部を準用している長崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例についても同様に改正する。

なお、今回の改正部分は児童福祉施設の長に与えられている入所中の児童等に対する親権の行使に当たっての規定であり、これまでは児童に加えて成人ではない満18歳及び満19歳の者も親権行使の対象となっていたが、当該年齢の者が成人とされたことから、児童福祉施設の長の親権の行使の対象から除外するためのもの。

## 4 施行期日

令和4年4月1日

## 5 新旧対照表

条例（改正案）	条例（現行）（傍線部分は改正部分）
長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
第1条～第12条（略） （懲戒に係る権限の濫用禁止）	第1条～第12条（略） （懲戒に係る権限の濫用禁止）
第13条 児童福祉施設の長は、入所中の <u>児童</u> に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき、又は同条第3項の規定により懲戒に関しその <u>児童</u> の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	第13条 児童福祉施設の長は、入所中の <u>児童等</u> （ <u>法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条文において同じ。</u> ）に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき、又は同条第3項の規定により懲戒に関しその <u>児童等</u> の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。
附 則 この条例は、令和4年4月1日から施行する。	

条例（改正案）			条例（現行）（傍線部分は改正部分）		
長崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例			長崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例		
（児童福祉施設基準条例の準用）			（児童福祉施設基準条例の準用）		
第18条 略			第18条 略		
読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第13条	児童福祉施設の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長（以下「園長」という。）	第13条	児童福祉施設の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長（以下「園長」という。）
	入所中の児童に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条	法第47条		入所中の児童等（法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条	法第47条
	その児童	園児		その児童等	園児
<p align="center"><u>附 則</u></p> <p align="center">この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p>					